

議第 1 号 行田都市計画生産緑地地区の変更について

行田都市計画生産緑地地区の変更（案）（行田市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中持田第 4 号生産緑地地区を次のように変更する。

持田第 4 号生産緑地地区 約 0. 5 8 h a

- 2 都市計画生産緑地地区中太井第 4 号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第 1 4 条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

新旧対照表




	名 称	面 積	備 考
新	持田第4号生産緑地地区	約0.58ha	
旧	持田第4号生産緑地地区	約0.67ha	

	名 称	面 積	備 考
新	廃 止		
旧	太井第4号生産緑地地区	約0.21ha	

変更概要図

持田第4号生産緑地地区(計画図5)






凡	例
	生産緑地地区
	削除する区域
	追加する区域

変更概要図

太井第4号生産緑地地区(計画図10)



凡 例	
	生産緑地地区
	削除する区域
	追加する区域

# 生産緑地地区について

## 行田市都市計画課

1

### 1. 生産緑地地区とは

- ・都市農地を計画的に保全するため、市街化区域内にある農地に指定する地区。
- ・保全することで、災害防止に役立てるとともに、良好な都市環境を形成する。
- ・将来的には公共施設の用地としても検討

2

## 2. 生産緑地地区に指定されると

### ● 行為制限

- ・ 営農が義務付け
- ・ 建物の建築や、土地の造成が制限

### ● 軽減措置

- ・ 固定資産税の軽減
- ・ 相続税の納税猶予

※ 一定の条件を満たすと、市に対して  
買取り申出をすることが可能となる。

3

## 3. 買取り申出ができる条件

### ケース 1

指定から30年を経過した場合

### ケース 2

農業従事者が死亡した場合

### ケース 3

農業従事者が重い障がいを負い営農  
が不可能となった場合

4

## 4. 買取り申出のあった緑地について

10条 買取り申出



11条 市による買取り可否  
の検討



12条 買取り可否通知  
(1カ月)



13条 農業希望者への斡旋



14条 建築等の行為  
制限解除(3ヶ月)



19条 市町村都市計画  
審議会での審議



20条 都市計画変更の  
告示